

令和2年 壱岐市議会定例会 3月会議会議録(第5日)

議事日程(第5号)

令和2年3月16日 午前10時00分開議

日程第1	議案第4号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第5号	壱岐市印鑑条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第6号	壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第7号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第8号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第9号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第10号	壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第11号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第12号	壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第13号	第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第14号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第15号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第16号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第17号	令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第18号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第19号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第17	議案第20号	令和元年度老岐市水道事業会計補正予算 (第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第21号	令和2年度老岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第22号	令和2年度老岐市国民健康保険事業特別会 計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第20	議案第23号	令和2年度老岐市後期高齢者医療事業特別 会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第21	議案第24号	令和2年度老岐市介護保険事業特別会計予 算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第22	議案第25号	令和2年度老岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第26号	令和2年度老岐市三島航路事業特別会計予 算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第24	議案第27号	令和2年度老岐市農業機械銀行特別会計予 算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第28号	令和2年度老岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・了承
日程第27	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明・質疑なし・ 委員会付託省略・了承
日程第28	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (14名)

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 土谷 勇二君	6番 久保田恒憲君
9番 小金丸益明君	10番 町田 正一君
11番 鵜瀬 和博君	12番 中田 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 赤木 貴尚君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員 (1名)

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君		
副市長兼保健環境部長事務取扱		眞鍋 陽晃君	
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君
建設部長	永田秀次郎君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	堀江 敬治君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	松本 俊幸君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さんおはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

音嶋議員から欠席の届出がっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

議会運営委員会から行政調査の報告書が提出されており、タブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案2件を受理しております。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。既に記者会見及び報道等により御承知のことと存じますが、新型コロナウイルス感染者の発生について、市民皆様並びに議員各位へ改めてお知らせ

せをいたします。

3月14日、壱岐市において新型コロナウイルス感染者が判明いたしました。感染者は、3月12日に京都市から壱岐市に転入された方で、3月12日11時35分、芦辺港着のジェットフォイルで来島されたとのこととあります。性別は男性、国籍は日本、年齢は30歳代、職業は自営業であります。

大阪市在住の感染者と濃厚接触したとの本人の申し出があり、現在の状況にいたっており、感染者御本人は、現在、感染症指定医療機関へ入院され、適切な管理のもと、治療等が行われております。

また、感染者御本人と12、13日に行動をともにされた濃厚接触者であるお2人については、14日、PCR検査を実施した結果、お2人とも陰性でしたが、引き続き適正な管理のもと、2週間程度、状況を見守ることとしております。

本件に関し、感染者御本人並びに同行されていた濃厚接触者2名におかれましては、感染が疑われると知ってからの迅速かつ他との接触を避けるという懸命な対応により、今のところ感染拡大は確認されておられません。

市の対応といたしましては、現在まで感染防止に向け、市民皆様へ情報提供、市の主催、または関連する行事、イベントを3月末まで自粛する等の対応を実施しております。

市といたしましては、本年2月20日、福岡市中央区で感染者が出たことから、感染者が出ることは避けられないという認識を持っておりましたので、関係機関と情報共有及び連携強化を図り、迅速で確実な対応を実施できる体制をとっていたところであります。今後は第2の感染者を出さないために、引き続き関係機関と連携して対応してまいります。

イベントや会合の自粛、中止により市内経済に大きな影響が危惧されていたところに、今回の事象は追い打ちをかけかねない事案であります。このため、県、県議、市、市議会、並びに島内の経済団体等の代表者が参集し、昨日15日ではありますが、壱岐市緊急経済対策会議を開催し、情報共有並びに意見交換を行い、連携強化を図ったところであります。

繰り返しになりますが、壱岐市では関係機関と連携し、万全の態勢をとっております。市民皆様におかれましては、石けんによる手洗いや、手や指の消毒、人ごみの多い場所を避けるなど、おのおのができる感染予防対策の徹底をお願いいたします。

また、正しい情報により正しく恐れることが大切で、根拠のないうわさ等による人権の侵害はあってはならないことです。過度な商品の買いだめ等も控えていただくようお願いいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症は、WHOがパンデミックを表明したように、国難とも言われるものであります。本市においても市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小にとどまりますよう、全市民的な対応でこの難局を乗り切ってまいりたいと思っておりますので、皆様の御理解、

御協力を切にお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第 1. 議案第 4 号～日程第 2 5. 議案第 2 8 号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第 1、議案第 4 号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、日程第 2 5、議案第 2 8 号令和 2 年度壱岐市水道事業会計予算までの 2 5 件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査の結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。鶴瀬和博総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（鶴瀬 和博君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（鶴瀬 和博君） 委員会審査報告書。壱岐市議会議長豊坂敏文様、総務文教厚生常任委員会委員長鶴瀬和博。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

議案第 4 号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案可決。

議案第 5 号壱岐市印鑑条例の一部改正について、原案可決。

議案第 6 号壱岐市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 7 号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 8 号壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 9 号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 0 号壱岐市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 1 号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 2 号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について、原案可決。

議案第 1 3 号第 2 期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について、原案可決。

議案第 1 6 号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決。

議案第 1 7 号令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第18号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第22号令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第23号令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第24号令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第12号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について、これまで直営診療所として、勝本診療所と湯本診療所の2カ所を開設し、永年にわたり、それぞれの地域の医療の確保と健康増進に努めてこられた。しかし、近年、利用者の減少と医療体制の維持が人的、経営的に厳しくなり、やむを得ずことし3月末をもって勝本診療所を閉院することとなった。

市内の診療体制は偏在化しており、一地区のみに公設の診療所の開設を継続することは不平等と言わざるを得ない。老人福祉施設の嘱託業務を兼務している実情を考慮するも、閉院の方針を早期に検討すべきである。

議案第13号第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について、武生水保育所と僻地保育所、芦辺保育所と八幡保育所、石田こども園と筒城保育所において、1人の所長が複数の保育所長を兼務されている。保育現場における子供の保育環境や職場環境の把握をすることで責任の所在など過重な負担がかかっているため、今後、このような環境を改善し、適正な管理職の配置と有資格者の人材確保に努めること。

議案第26号令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について、フェリーみしまの更新にあたっては、通常的生活航路としての運行利用計画だけでなく、観光等を含めた航路利用の新たなニーズを呼び起こすためにもフェリーみしま航路事業運営委員会及び三島まちづくり協議会等と将来的な地域の振興策を含め多面的に十分検討し、計画すること。

以上、報告を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について、提出者に質疑をすることはできませんので、申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。土谷勇二産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 苓岐市議会議長豊坂敏文様、産業建設常任委員会委員長土谷勇二。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果。

議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について、原案可決。

議案第19号令和元年度苓岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第20号令和元年度苓岐市水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第25号令和2年度苓岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号令和2年度苓岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第28号令和2年度苓岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第28号令和2年度苓岐市水道事業会計予算、水道事業において年々有収率が低下傾向にある。早急に漏水箇所を調査され、有収率向上に向けた施策を講じること。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。小金丸益明予算特別委員長。

〔予算特別委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○予算特別委員長（小金丸益明君） 苓岐市議会議長豊坂敏文様、予算特別委員会委員長小金丸益明。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、苓岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第15号令和元年度苓岐市一般会計補正予算（第8号）、原案可決。

議案第21号令和2年度苓岐市一般会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第21号令和2年度苓岐市一般会計予算について、1、イルカパークの指定管理業務については、現指定管理者が2年後に自走する計画の検証と監督に努め、イルカ愛護の取り組みを進めること。2、東京事務所の開設については、首都圏における情報の収集・発信に努め、本市の振興、発展に寄与すべく営業活動の拠点になるよう他に比類なき活動を展開するこ

とを大いに期待するものである。

以上であります。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。
〔予算特別委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第4号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから議案第11号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの8件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号から議案第11号までの8件についてを一括採決します。

この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第4号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、議案第11号壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの8件は全て可決されました。

次に、議案第12号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

本案の採決については、地方自治法第244条の2第2項並びに壱岐市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例第3条第1号の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。この場合、議長も評決権を有しますので、評決権を有するただいまの出席議員は14名であります。

これより議案第12号の採決を行います。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立14名です。よって、3分の2以上の賛成者がありますので、議案第12号壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正については、可決されました。

次に、議案第13号第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について、及び議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定についての2件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号及び議案第14号の2件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第13号第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について、及び議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定についての2件は、全て可決されました。

次に、議案第15号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）から議案第20号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）までの6件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号から議案第20号までの6件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第15号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）から議案第20号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）までの6件は、全て可決されました。

次に、議案第21号令和2年度壱岐市一般会計予算から議案第28号令和2年度壱岐市水道事業会計予算までの8件について一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号から議案第28号までの8件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第21号令和2年度壱岐市一般会計予算から議案第28号令和2年度壱岐市水道事業会計予算までの8件は、全て可決されました。

日程第26. 諮問第1号～日程第27. 諮問第2号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第26諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第27諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推進につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、郷ノ浦町本村触の人権擁護委員横山ヒデ子氏が令和2年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として、郷ノ浦町東触の大浦五九子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

諮問第2号につきましては、郷ノ浦町初山東触の人権擁護委員長嶋一浩氏が令和2年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として郷ノ浦町坪触の牧本行秀氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。御審議賜わり、御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号及び諮問第2号を一括採決します。この採決は、起立によって行います。本件は、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件は、了承することに決定いたしました。

日程第28. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第28、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については決定されました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（豊坂 敏文君） ここで白川市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和2年壱岐市議会定例会3月会議の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、3月2日から本日まで15日間にわたり本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議の上、さまざまな御意見、御助言を賜り厚くお礼を申し上げます。

賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

本日の冒頭に申し述べましたが、新型コロナウイルスについては、関係機関と情報共有及び連

携強化を図り、今後も迅速で確実な対応により、万全を期してまいります。市民の皆様におかれましては、石けんによる手洗いや手指の消毒を行い、人ごみの多い場所を避けるなど、おのおのができる感染予防対策の徹底をお願い申し上げます。

市民生活及び地域経済に及ぼす影響は最小となるよう、全市民的な対応でこの難局を乗り切ってまいりたいと思いますので、市民の皆様の御理解、御協力を重ねてお願い申し上げます。

さて、私の今任期もあと1カ月となりました。この4年間、市民の皆様、議員各位の御指導、御協力、またあるときは叱咤激励を賜り、皆様方とともに市政運営に邁進してまいりました。今任期においては、壱岐市の地方創生、そして壱岐市の将来を左右する極めて重要な法律と言える有人国境離島法が平成29年4月1日に施行されました。本法律の施行に当たり、自由民主党離島振興特別委員長谷川代議士の御尽力のもと、私も壱岐市長として、そして全国離島振興協会会長として、本法律成立に奔走し、実現のお手伝いことができましたことを誇りに思っているところでございます。

皆様、御承知のとおり、本法律の施行により、航路、航空路のJR並み運賃が実現し、雇用拡大事業の取り組みによって、法施行後3年間で161人の雇用が生まれ、また社会減が昨年は82人と約150人改善するなど、その成果が着実にあらわれているところであります。今後も本法律を最大限活用し、人口減少に歯どめをかけ、地域社会の維持発展に努めてまいります。

平成30年には、本市が全国29都市の一つとして、SDGs未来都市に選定されました。現在では60都市が選定され、各地で自治体や企業間における連携した取り組みがなされており、世界的な流れとしてSDGsが浸透し始めていると感じております。SDGsに関しましては、昨年9月に市議会の議決をいただき行いました、日本の自治体初となる気候非常事態宣言を初め、2030年の壱岐市のあるべき姿について、経済、社会、環境の3側面のバランスのとれた地域社会を目指し、市民皆様の御理解をいただきながら取り組みを加速してまいります。

また、本市の基幹産業である農業、漁業を初め、全ての産業振興に全力で取り組み、SDGsの理念にもあります、誰一人取り残さない持続可能な地域社会を目指し、あしたに希望の持てる壱岐市の未来を市民の皆様とともに築いてまいりたいと考えております。

議員の皆様には、ともに歩んでまいりました4年間の御厚情に心から感謝を申し上げますとともに、皆様には御健勝にてなお一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、御挨拶といたします。本当にありがとうございました。そして、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和2年壱岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午前10時33分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 久保田恒憲

署名議員 音嶋 正吾